

梅ちゃん先生の 法律相談

第57回

著作権法のキホン⑥

梅本寛人 (弁護士)

1 はじめに

今回から、著作権者が有する権利について解説していきます。

これまで説明したとおり、著作権法は、「著作物」を「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義し（著作権法2条1項1号）、そのような著作物を創作する者を「著作者」と定義しています（同法2条2号）。

そして、著作者は、著作物についての**著作者人格権**と（狭義の）**著作権**を享有することとなります（同法17条1項）。

このように、著作者が著作物について有する著作者人格権と著作権とは、どのような内容を有する権利であるのかが今回からのテーマとなります。

2 著作者人格権とは？

まず、著作者人格権から説明をしていきます。

著作者人格権とは、著作物に対する著作者の人格的利益を保護する権

利とされています。「人格的利益」というのは、かみ砕いていうと、著作者がもっている著作物に対する「個人的なこだわり」「正当な評価を受けるべき利益」とでもいうべきものです。

著作権法は、このような著作者の有する人格的利益を保護するため、具体的には、①**公表権**（著作権法18条）、②**氏名表示権**（同法19条）、③**同一性保持権**（同法20条）の3つの権利を定めており、これら3つの権利の総称が著作者人格権と呼ばれます。

著作者人格権は、上記のとおり、著作者の人格的利益を保護する権利ですので、著作者の**一身に専属し、譲渡することができないもの**とされています（著作権法59条）。これは、著作物の財産的利益を保護する（狭義の）著作権とは対照的であり、誰かに著作者人格権を譲ったり、あるいは著作者人格権が相続の対象となったりすることはありません。

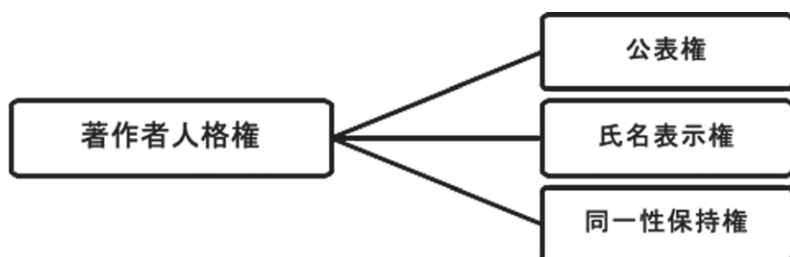
ここで問題となるのが、著作者人格権に関してどのように権利処理を

するのかという問題です。著作者が、著作物を他人に利用させることを許可する（ライセンスを与える）、あるいは著作物を他人に譲渡するということがあります。その際、その他人との間で、著作権に関する権利処理を合意する必要がありますが、上記のとおり、著作者人格権を譲渡することは法律上できません。そこで、このような場合、著作者は「**著作者人格権を行使しない**」（**著作者人格権不行使特約**）と約定することが実務上は一般的です。この著作者人格権不行使特約の有効性について、学問上は議論があるのですが、詳細は割愛します。

① 公表権（著作権法18条）

著作者は、その著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利を有するとされています（著作権法18条1項）。これを公表権といいます。すなわち、著作者は、**未公表の著作物につき、公表するか否かを自由に決定することができます**。

また、この公表権は、ある著作物を原著作物とする二次的著作物についても及びます（同条項後段）。たとえば、ある小説家が執筆した小説があり、その小説を基にした映画が創られれば、その映画は二次的著作物となりますが、小説が未公表である場合は、小説家は、その映画についても公表権を有する（小説家の許可なく映画は上映できない）こととなります。





ここでいう「公表」の意味について、著作権法は、著作物は、発行され、または上演権、演奏権、上映権、公衆送信権等を有する者もしくはその許諾を得た者等によって、それらの方法で公衆に提示された場合、公表されたものとするとしています（同法4条1項）。「発行」とは、著作物が、その性質に応じて公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が、複製権を有する者等によって作成され、頒布された場合、発行されたものとするとしています。

「公表」や「発行」の意味について、なかなか細かく規定がされていますが、理解できますでしょうか。たとえば、ある小説が数千部書籍化され、出版社によって発刊されたときは「発行」に該当するといえますが、小説の一部を編集者に持ち込んだだけという状態では、「発行」にも該当せず「公表」とも言えないということになるでしょう。

② 氏名表示権（著作権法19条）

著作者は、その著作物の原作品に、またはその著作物の公衆への提供もしくは提示に際し、その実名もしくは変名を著作者名として表示し、または著作者名を表示しないこととする権利を有するとされています（著作権法19条1項）。これを氏名表示権といいます。すなわち、著作者は、**著作物に著作者名を表示するかしないか、どのように表示するかにつき自由に決定することができます。**

また、この氏名表示権は、ある著作物を原著物とする二次的著作物についても及びます（同条項後段）。たとえば、ある照明家が照明デザイン（原著物）を創作し、照明デザインの事例を多数掲載した書籍（二次的著作物）が作成されたとして、その書籍の公衆への提供または提示に際して、照明デザインの著作者（原著物の著作者）は、当該書籍における原著物の著作者としての氏名表示権を有します。

この氏名表示権は、単に氏名を表示できるというのではなく、著作者名として表示できる権利です。たとえば、照明デザインを創作した者で

あるのに、単に氏名が表示される、あるいは舞台、あるいは番組等の全体の作品における単なる補助スタッフとして氏名が表示された等の場合は、氏名表示権の侵害となり得ます。この点について問題となった裁判例がありますのでご紹介しましょう（「ちぎれ雲」事件・東京地裁平成12年4月25日判決・判例集未搭載）。

【事例】

X氏は、映画会社Yの依頼に基づき映画「ちぎれ雲」の脚本を作成し、監督として映画を制作した。この映画は、後にB社により小説化（ノベライゼーション）された。ただ、この小説本では、著者名として、当初は「X（原案）」「著者B」と併記されていたが、Yの指示で「著者B」のみの表示に変更され、Xの氏名は、「本書は映画「ちぎれ雲」を小説化したものです。」「映画「ちぎれ雲」スタッフ・「脚本・監督X」とのみ表示されていた。」

【判決】

「本件小説は本件脚本に基づいて執筆されたものであると認められるから、本件小説は、本件脚本を原著物とする二次的著作物であると認められる。したがって、Xは、本件小説の公衆への提供に際して原著作者として氏名表示権を有する（著作権法19条後段）。」「現実に出版された単行本の奥付には「著者B」とだけ表記して「X（原案）」の部分を削除し、Xの氏名は、奥付の前頁の映画の「スタッフ」の所に「脚本・監督X」と表記されたのみであったと認められる。」「現実に出版された単行本の奥付の記載では、Xの氏名は、映画のスタッフとして表記されたのみであって、本件小説の原著作者として表記されたとは認められない。」「この行為は、本件小説に関するXの氏名表示権を侵害する行為であるといえることができる。」

③ 同一性保持権（著作権法20条）

著作者は、その著作物及びその題

号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとされます（著作権法20条1項）。これを同一性保持権といいます。すなわち、著作者は、**著作物やそのタイトルについて意に反して改変を受けない**という権利を有しています。

「意に反して」というのは、同一性保持権が著作者人格権の一つである以上、著作者の主観に沿って、その意思に反する改変を認めないということであり、**客観的にみて著作物に有益と言える改変であっても許されない**ということを意味します。

たとえば、裁判例では、大学生が執筆した懸賞論文につき、大学が同論文の主として形式的な面（読点の変更、送り仮名の変更等）の修正を行ったことにつき、同一性保持権の侵害を肯定したものがあります（東京高裁平成3年12月19日判決）。

もっとも、著作権法は、同一性保持権に一定の制限を設けており、この中で「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」は許されるとしています（著作権法20条2項4号）。

この規定は、以前はあまり適用されない条文でしたが、近年は、本条文を根拠に同一性保持権の侵害を否定する裁判例も現れており、裁判例あるいは学説等での今後の議論の展開が注目されます。

3 まとめ

以上で著作者人格権の説明は終わりとなります。次回からは、著作権（狭義の著作権）について説明していきます。

（第57回終）

